

令和8年度 町単 夜間照明ガイドライン策定業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、夜間照明ガイドライン策定業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により評価するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 町単 夜間照明ガイドライン策定業務委託

(2) 業務の目的

町内の夜間照明（街路灯、建造物ライトアップ、看板照明等）の現状把握と課題抽出を行い、良好で魅力的な夜間景観の形成と光害抑制を図るための「夜間照明ガイドライン」を策定することを目的とする。ガイドラインは町民、別荘所有者、事業者、建築者など関係者が参照しやすく、実務に着手しやすい内容（写真・図解・事例等を多用）とする。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度 町単 夜間照明ガイドライン策定委託仕様書（案）」のとおり。
※仕様書の内容は現時点の予定であり、打合せの中で変更する可能性がある。

(4) 業務期間

令和8年契約締結日の翌日から令和11年1月31日（水）までとする。

(5) 担当部署

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町 環境課 自然保護対策係

【電話】0267-45-8556（直通）

【FAX】0267-46-3165

【mail】shizen@town.karuizawa.nagano.jp

3. 委託金額（提案限度価格）

金20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各年度の支払い上限額は次のとおりとする。

令和8年度 5,000,000円以内

令和9年度・10年度 15,000,000円以内

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

4. 参加資格

次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 軽井沢町財務規則（昭和53年輕井沢町規則第3号）第105条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録がある者であること。なお、登録をしていない者においては、5の参加登録の際に登録がある者と同等の資格があることを確認するための書類を提出し、確認を受けること（必要書類は、「2 業務概要の(5)の担当部署」に確認すること）。
- (2) この告示日から契約締結日までの間のいずれの日においても、軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱等による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 直近10年間で国、特殊法人、地方公共団体等から受注した類似業務に携わった実績を有していること。
※類似業務：夜間照明ガイドライン策定、屋外照明の実地調査・測定、照度・色温度基準策定、光環境影響評価、夜間景観計画等
※「類似業務」の該当性の判断は、担当部署が行う。必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

5. 参加登録

本プロポーザルへの参加には、事前に参加登録が必要となる。

- (1) 参加登録に必要な提出書類
 - ① 参加登録申込書（様式1）
 - ② 法人登記簿謄本の写し
 - ③ 競争入札参加資格者名簿（業種：コンサル又は物品役務）に登録をしていない者においては、登録がある者と同等の資格があることが確認できる書類
- (2) 提出方法
持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで）又は郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）
- (3) 提出期限
令和8年8月12日（水）17時必着
- (4) 提出先
軽井沢町環境課自然保護対策係
〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
- (5) その他
 - ① 参加登録申込書提出後に辞退する場合は、令和8年8月19日（水）17時までに辞退の理由を記載した書面（任意様式）を提出先に提出すること。
 - ② 登録期間内に参加登録申込書を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加でき

ない。

6. 質問事項の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出様式 質問書（様式2）
- (2) 提出期限 令和8年7月31日（金）12時必着
- (3) 提出先 「2 業務概要の(5)の担当部署」
- (4) 提出方法 電子メールによる提出（電話により提出先へ受信確認を行うこと。）
- (5) 回答方法 令和8年8月7日（金）までに軽井沢町ホームページにて公開する。

7. 参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表

参加登録を行った者は、参加表明書、企画提案書及び業務実施体制表を提出すること。

企画提案は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 参加表明書

参加表明書は、様式3により作成すること。

(2) 参加表明書添付書類

- ① 会社概要書（様式4）
- ② 業務実績書（様式5）
- ③ その他必要な添付書類
- ④ 見積書（税込）（任意様式）※見積金額の内訳・明細書を必ず添付すること。

(3) 企画提案書（任意様式）

仕様書（案）に記載の業務内容に沿って、効率的、効果的な業務を行うための具体的な提案を行うこと。（コンセプト、編集方針、表現方法等全体像が分かるもの、作業工程表） A3用紙3枚以内とし、本文の文字は12ポイント以上とすること。

(4) 業務実施体制表（任意様式）

仕様書（案）に記載の業務を実施するための従業員配置人数、役割分担、担当者の所持資格等について記載し、業務を行うための実施体制について提案すること（A4用紙1枚とし、本文の文字は12ポイント以上とすること）。

(5) 提出期限

令和8年8月28日（金）まで

（受付時間帯は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。）

(6) 提出先

「2 業務概要の(5)の担当部署」

(7) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。）又は郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）

(8) 提出部数

提出部数は以下のとおりとする。

- ・参加表明書、参加表明書添付書類…正本1部、副本1部
- ・企画提案書、業務実施体制表…正本1部、副本11部

8. 審査

(1) 審査委員会の設置

軽井沢町プロポーザル方式及び総合評価競争入札に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関する条例に基づき、本プロポーザルの実施及び企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選考を行う。審査委員会は、委員5人以上をもって組織する。委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- ・学識経験を有する者
- ・町の職員その他の町長が必要と認める者

(2) 審査会実施日時及び場所

- ① 日時 令和8年9月29日（火）※詳細な時間については後日連絡する。
- ② 場所 軽井沢町役場 第3・4会議室
※詳細な時間については後日連絡する。

(3) 実施方法及び留意事項

- ① 提案者ごとに40分（プレゼンテーション20分・ヒアリング20分）で審査する。
審査の順番は、町が企画提案書を受領した順とする。
- ② プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に大型モニターを使用して説明すること。
- ③ 提出された企画提案書は、担当部署において審査委員に配付する。
- ④ 大型モニターで表示するデータを収めたCD-R等は、当日持参すること。なお、審査委員会終了後、電子データはPDF（解像度300dpi、A4サイズにスキャン）で、USBメモリまたはCD-R1点を提出すること。
- ⑤ 担当部署に提出した「企画提案書」以外の資料の配付は認めない。
- ⑥ 大型モニターは、軽井沢町が用意し、接続するパソコンは提案者が持参すること。
なお、パソコンの設置準備時間は、プレゼンテーションの時間から除く。
- ⑦ プレゼンテーションの時間延長は一切認めない。
- ⑧ 審査への参加者は、5名以内（パソコン等の操作をする者を含む。）とし、パソコンの操作は参加者が行うものとする。
- ⑨ 審査を欠席または遅刻した場合は、参加の意思がないものとみなし、審査の対象外とする。
- ⑩ ヒアリングでは、審査委員からの質問に対して回答することとし、提案者から審査委員への質問は認めない。
- ⑪ 公平性、透明性及び客観性を期するため、会社名や所属等を名乗るなどの行為はしないこと。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、「A者」、「B者」等所属を伏せて行う。

9. 審査基準

- (1) 審査は、審査委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価し審査する。
※企画提案書の提出者が1者の場合においても、審査を実施する。
- (2) 各審査委員が採点した結果を集計（各審査委員の最高点及び最低点を除いた得点の合計を集計）し、合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。
- (3) 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を最優秀提案者に、次に得点が高い者、かつ、順位方式で次に多くの委員から第一順位に評価された者を優秀提案者とする。
- (4) (3)により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。
- (5) その他、(3)・(4)によりがたい状況が起こった場合は、審査委員会において協議し、決定する。審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）等を審査基準に基づき総合的に審査する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 本要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (5) 本要領等に違反すると認められる場合
- (6) 審査会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求める等、審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 見積書の見積金額（税込）が「3. 委託金額（提案限度価格）」の委託金額を超える場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11. 契約締結

契約は、選定された最優秀提案者と軽井沢町との間で、提出書類等に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案書の内容をもって契約する

とは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

12. 日程

(1) 全体のスケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

①公告	令和8年7月 日()
②質問書の提出期限	令和8年7月31日(金)12時まで
③質問による回答期限	令和8年8月7日(金)
④参加登録提出期限	令和8年8月12日(水)
⑤参加表明書等の提出期限	令和8年8月28日(金)17時まで
⑥プロポーザル審査会	令和8年9月29日(火)
⑦審査結果の通知	令和8年10月上旬予定
⑧業務委託契約の締結	令和8年10月下旬予定

(2) スケジュールの詳細については、参加候補者数が確定し次第、参加者へ通知する。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が追加資料の提出を求めることがある。

14. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 緊急又はやむを得ない理由等により、本プロポーザル審査を実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合、本プロポーザル審査に要した費用を町に請求することはできない。
- (3) 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) プロポーザル審査に係る企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、町が契約候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）に基づき公開することがある。
- (6) 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者

が負うものとする。

- (7) 電子メール、郵便等の通信、郵送事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (8) 本プロポーザル終了後、最優秀提案者及び優秀提案者の社名等を町ホームページ等で公表する。